

## ■資料① 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律等

林野庁HPより 更新日：2020年11月9日

### 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

第174回通常国会において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が成立し、平成22年5月26日公布され、同年10月1日施行されました。

我が国では、戦後、造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落等の影響などにより森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっています。

このような厳しい状況を克服するためには、木を使うことにより、森を育て、林業の再生を図ることが急務となっています。

本法律は、こうした状況を踏まえ、現在、木造率が低く（平成20年度7.5%床面積ベース）今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って、国が率先して木材利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することをねらいとしています。

日刊木材新聞記事 2020年10月23日

### 木促法を民間へ 議員立法で法改正を

#### ワーキングチームで法案検討、来年1月国会提出 都市の木造化推進議員連盟

森林を活かす都市の木造化推進議員連盟（吉野正芳会長）は、15日と20日に、今年度4回目と5回目の総会を続けて開いた。20日に、3回実施されたヒアリングと議論をとりまとめ、公共建築物等木材利用促進法の対象を民間建築物にも広げるべきであるとの結論を提示、承認された。最後に吉野会長が「議員立法による同法の改正を目指して、法検討ワーキングチームを早急に設置。具体的な検討を行い、来年1月の通常国会への法案提出を目指す」と述べ、具体的な法案作成へ動き出すことが決まった。